

本年
4月

働き方改革対策・労働法改正【直前】セミナー

時間外労働の上限規制が中小企業にも適用!

有給休暇取得と残業時間超過に関する 法の概要と企業の対応策

戦後最大級の労働法改正
中小企業に影響大!! 早急な対策が求められる

いよいよ行政の調査が本格化!!

- 有給休暇を1年間に5日以上未取得の場合
違反者1人につき会社に罰金30万円
- 残業時間の上限違反の事業者には
6ヵ月以下の懲役または30万円以下の罰金

上記のような罰則規定がいよいよ実行されるため、早急に対策を講じることが必要です。本セミナーでは、働き方改革関連法の概要と企業の対応策について事例を交えわかりやすく解説します。



【講座内容】

1. 働き方改革の本当の意味を理解していますか?
2. 働き方改革(第1弾…労働時間法制の見直し)

《法改正の内容》…いよいよ罰則適用!

- ・残業上限規制 ・年次有給休暇5日取得の意味
- ・管理者も労働時間の客観的把握義務
- ・高プロ新制度、フレックスタイムの拡大
- ・残業後、翌日の勤務開始までの時間確保

《企業の対応策》…多くの中小企業ができていない!

- ・新しい協定書への対応策
- ・複数月平均で違反しないためには
- ・年次有給休暇5日義務を有効にする活用する方法
- ・労基署調査のポイントと怖いのは〇〇〇〇
- ・働き方改革は実は「稼ぎ方」改革だった!

■小野純の他のテーマ

- 「採用で失敗しないための対応策」
- 「就業規則の作り方・見直し方」
- 「労働トラブル未然に防ぐ対策」
- 「セクハラ・パワハラ・メンタルヘルス予防と対応策」他

- ◆ご質問・ご相談・お見積など、お気軽にお問合せください。
- ◆他にも、ジャンルごとに▼ご紹介しております。

有限会社アドニス

検索

【講師】

特定社会保険労務士
社会保険労務士法人ソリューション
特定社員 小野 純



1967年生まれ。中央大学卒業。大手製造会社に勤務後、研修会社の専任講師を経て社労士資格を取得。老舗社労士事務所でのインターン研修後、2003年に独立。現在、顧問先の労務管理業務と共に各地の商工団体等のセミナー講師として活躍中。明快な解説には定評があり多方面から高い評価を得ている。【著書】「中小規模事業者のためのマイナンバー対応」「社会保険マニュアル Q&A」など

* 120分

* 交通費は「東京駅」から

研修・セミナー・実技指導 **Adonis**

有限会社 アドニス

〒331-0801 さいたま市北区今羽町 410-1-405
TEL.048-666-7745 FAX.048-666-7786
E-mail 7745@s-adonis.com